

# 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令について

## 1. 改正の概要

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する給付基準額の金額については、同条第 2 項の規定により、「自動物価スライド制」による改定を行うこととされており、その具体的な改定の措置は、同条第 3 項の規定により、政令で定めることとされている。
- 本政令は、自動物価スライドによる改定後の令和 4 年 4 月以降の月分の給付基準額を定めるため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「令」という。）第 4 条の 2 を改正するものである。
- 具体的には、令和 3 年の物価指数<sup>※1</sup>（年平均の全国消費者物価指数。以下同じ。）99.8 は、基準となる令和元年<sup>※2</sup>の物価指数 100.0 と比較して-0.2%となったことから、給付基準額について、0.2%の引下げを行う。

※1 令和 3 年の物価指数は、令和 2 年平均を 100 とした物価指数。  
※2 令和 2 年の物価指数が令和元年のものと同値であったことにより令和 3 年 4 月の改定は行わなかったため、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、直近の改定措置が講じられた年である令和 2 年の前年に当たる令和元年のものを基準とする。

|            | 令和 3 年度の給付基準額 | 令和 4 年度の給付基準額 | 差額    |
|------------|---------------|---------------|-------|
| 年金生活者支援給付金 | 5,030 円       | 5,020 円       | -10 円 |

## 2. 根拠規定

年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 4 条第 3 項

## 3. 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日